

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2708号及び第2709号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った非開示決定及び個人情報非開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

「広聴第29-900002号に係る、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱第18条第5号の「市長又は副市長あての文書のうち市長又は副市長から『市民の提案』として取り扱う旨の了解があったものに関し、別紙①から④まで及び添付資料」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2708号】

「広聴第29-900002号に係る、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱第18条第5号の「市長又は副市長あての文書のうち市長又は副市長から『市民の提案』として取り扱う旨の了解があったものに関し、別紙①から④まで及び添付資料」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2709号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2708	平成29年6月15日	平成29年7月5日	平成29年8月18日	平成30年3月29日	個人	市長
2709	平成29年6月15日	平成29年7月5日	平成29年8月18日	平成30年3月29日	個人	市長

3 対象行政文書（対象保有個人情報）、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書 （対象保有個人情報）	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
2708	広聴第29-900002号に係る、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱第18条第5号の「市長又は副市長あての文書のうち市長又は副市長から『市民の提案』として取り扱う旨の了解があったものに関し、別紙①から④まで及び添付資料	非開示 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第9条に基づき非開示 （当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条	原処分妥当

答申番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
2708	料」(以下「本件審査請求文書」という。)	第2項第2号により非開示とすべき個人に関する情報を開示することとなり、存否を明らかにすることができない文書であるため。)	
2709	広聴第29-900002号に係る、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱第18条第5号の「市長又は副市長あての文書のうち市長又は副市長から『市民の提案』として取り扱う旨の了解があったものに関し、別紙①から④まで及び添付資料」(以下「本件保有個人情報」という。)	個人情報非開示 不存在 (作成しておらず、保有していないため)	原処分 妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
2708	<p>《市民の声事業に係る事務について》</p> <p>横浜市では、横浜市にさまざまな手段で寄せられる市民の意見、要望、提案、苦情等の情報(以下「市民の意見等」という。)を、広聴情報データベースシステムにより管理するとともに、寄せられた市民の意見等の公表及び市政への反映により、市民満足度の向上及び市政の合理的運営に役立てるために、市民の声事業を行っている。市民の声事業の取扱いについては、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱(平成20年3月21日市広聴第3940号。以下「市民の声要綱」という。)に規定されている。</p> <p>投稿者への回答の担当部署は、市民の声要綱第12条に定められており、市民の意見等の内容を所管する区局が複数区局にわたる場合は、受付課が回答の担当部署となる。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>審査請求人は、開示請求書に、開示請求に係る行政文書を別表①から④までのとおり記載した別紙及び特定個人の宛名が記載された横浜市からの回答文書を添付して本件開示請求を行った。当該別紙の記載内容及び開示請求書に特定個人の宛名がある回答文を添付していることから、審査請求人は、横浜市に対して特定個人から意見が寄せられたことを前提に、当該意見に対する回答文書の形成過程に係る文書の開示を求めているものと解される。</p> <p>《存否応答拒否について》</p> <p>ア 条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。</p> <p>イ 存否応答拒否は、開示請求に対して当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき権利利益が損なわれる場合に適用されるものであり、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。</p> <p>そのため、存否応答拒否を行うには、①特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること及び②①で公になる事実、非開示事由に該当する事実が含まれていることの二つの要件を備えていることが必要であると解される。</p> <p>《本件処分の妥当性について》</p> <p>ア 本件処分は、実施機関が、本件審査請求文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2項第2号に基づき非開示として保護すべき情報を明らかにしてしまうことになるとして条例第9条に基づき、本件審査請求文書の存否を明らかにしないで非開示決</p>

答申 番号	判断の要旨						
2708	<p>定をしたものである。</p> <p>そこで、本件処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて、以下検討する。</p> <p>イ 本件開示請求は、特定個人からの意見が寄せられたことを前提とする文書の開示を求めるものである。</p> <p>そのため、本件開示請求に対して、開示決定又は非開示事由該当を理由とした非開示決定若しくは一部開示決定を行った場合には、本件審査請求文書が存在すること、すなわち、特定個人から寄せられた意見があるという事実を公にすることとなる。また、不存在による非開示決定を行えば本件審査請求文書が存在しないこと、特定個人から寄せられた意見がなかった事実を公にすることになる。</p> <p>したがって、本件審査請求文書の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になるといえるため、上記①の要件に該当する。</p> <p>ウ 次に、イで公になる事実に、非開示事由に該当する事実が含まれているかについて検討する。</p> <p>条例第7条第2項第2号は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。もっとも、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。</p> <p>特定個人が意見を寄せている又は寄せていないという情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、条例第7条第2項第2号本文前段に該当する。また、当該情報は同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>エ 以上のことから、本件処分は存否応答拒否の二つの要件を充足するというべきである。</p> <p>オ なお、審査請求人は、審査請求人にとって本件の事実の有無は明らかであるから、存否応答拒否は適用の余地はないと主張しているものと解されるが、条例に定める開示請求権は、何人に対しても等しく認められるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者の個別的事情によって当該行政文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="274 1572 1471 2083"> <thead> <tr> <th data-bbox="274 1572 384 1675">項番</th> <th data-bbox="384 1572 1471 1675">開示請求に係る行政文書の別紙の記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="274 1675 384 1892">①</td> <td data-bbox="384 1675 1471 1892"> <p>市長及び副市長から「市民からの提案」を広聴システム（取扱要綱第2条3号）を用いて、情報の存在を確認したことが判明できる広聴システム上のアクセス日時・アクセス者名及び同システムで取得した文書を誰れが、どのように利用したかが明確となる文書及び検討・協議文書のすべて</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="274 1892 384 2083">②</td> <td data-bbox="384 1892 1471 2083"> <p>18条5号の取り扱う旨の了解があったものとの規定について了解の有無を誰れがいつどのような手段で了解の有無を確認したかが判る文書のすべて</p> <p>また、市長又は副市長が了解の有無確認の問合せを受け、いつ誰れに対して了解の有無の判断を示して、取扱要綱上の処理を行うよう指示をしたすべての文書又は口頭で指</p> </td> </tr> </tbody> </table>	項番	開示請求に係る行政文書の別紙の記載	①	<p>市長及び副市長から「市民からの提案」を広聴システム（取扱要綱第2条3号）を用いて、情報の存在を確認したことが判明できる広聴システム上のアクセス日時・アクセス者名及び同システムで取得した文書を誰れが、どのように利用したかが明確となる文書及び検討・協議文書のすべて</p>	②	<p>18条5号の取り扱う旨の了解があったものとの規定について了解の有無を誰れがいつどのような手段で了解の有無を確認したかが判る文書のすべて</p> <p>また、市長又は副市長が了解の有無確認の問合せを受け、いつ誰れに対して了解の有無の判断を示して、取扱要綱上の処理を行うよう指示をしたすべての文書又は口頭で指</p>
項番	開示請求に係る行政文書の別紙の記載						
①	<p>市長及び副市長から「市民からの提案」を広聴システム（取扱要綱第2条3号）を用いて、情報の存在を確認したことが判明できる広聴システム上のアクセス日時・アクセス者名及び同システムで取得した文書を誰れが、どのように利用したかが明確となる文書及び検討・協議文書のすべて</p>						
②	<p>18条5号の取り扱う旨の了解があったものとの規定について了解の有無を誰れがいつどのような手段で了解の有無を確認したかが判る文書のすべて</p> <p>また、市長又は副市長が了解の有無確認の問合せを受け、いつ誰れに対して了解の有無の判断を示して、取扱要綱上の処理を行うよう指示をしたすべての文書又は口頭で指</p>						

答申 番号	判断の要旨	
2708		<p>示したのであれば、いつ、誰れに対してどのような内容の指示をしたかが判る文書、メモ等のすべて</p> <p>さらに、指示を受けた職員が、誰れに、どのような手段で了解の有無事項を処理するよう指示したかが判る内容が伝達文書・メール等の文書・メモのすべて</p>
	③	<p>本件市民の声事業の提案案件の受付課を建築局法務課と市長または副市長が指示したことがわかる文書等のすべて</p> <p>また、その旨をメール等で送付した日時、その内容の記録を記録したメール等の文書のすべて</p>
	④	<p>市民の声の宛名には「市長、担当副市長」と明確に宛名が記載されているので、宛名は「市長」「担当副市長」であることは明白である。そして事務局は、政策局秘書課が所管であることも明白であるから、何故、同課が所管課とならず、建築局法務課が所管課として、指示を下した市長及び担当副市長の意思決定内容が判る文書、口頭指示であれば、口頭指示を受けた職員のメモ等のすべて</p>
2709	<p>《市民の声事業に係る事務について》</p> <p>横浜市では、横浜市にさまざまな手段で寄せられる市民の意見、要望、提案、苦情等の情報（以下「市民の意見等」という。）を、広聴情報データベースシステムにより管理するとともに、寄せられた市民の意見等の公表及び市政への反映により、市民満足度の向上及び市政の合理的運営に役立てるために、市民の声事業を行っている。市民の声事業の取扱いについては、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱（平成20年3月21日市広聴第3940号。以下「市民の声要綱」という。）に規定されている。</p> <p>投稿者への回答の担当部署は、市民の声要綱第12条に定められており、市民の意見等の内容を所管する区局が複数区局にわたる場合は、受付課が回答の担当部署となる。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>審査請求人は、本人開示請求書に、本人開示請求に係る保有個人情報を別表①から④までのとおり記載した別紙及び特定個人の宛名が記載された横浜市からの回答文書を添付して本件本人開示請求を行った。</p> <p>当該別紙の記載内容及び本人開示請求書の請求先の記載、本件処分に当たり実施機関が審査請求人に電話で確認した内容並びに審査請求人の本件処分に対する意見から、本件保有個人情報は、審査請求人から市に寄せられた意見に関して、その受付課である都筑区区政推進課が、市民の声事業の事務に則り、他課に回答作成を依頼し、作成された回答を取りまとめて回答するまでの間に実施機関において作成された一連の行政文書のうち、政策局秘書課が保有する審査請求人の保有個人情報であると解される。</p> <p>《本件保有個人情報の不存在について》</p> <p>ア 実施機関は、本件保有個人情報を保有していないと主張している。</p> <p>イ 本件保有個人情報は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1541号（以下「先例答申」という。）において対象とされた行政文書の一部と同一であると認められる。この先例答申では、審査請求人から市に寄せられた意見に対する回答の形成過程にあつては、市民の声事業の実施機関における事務手続を踏まえた上で、当該意見は政策局秘書課へは送付していないとの実施機関の説明に特段不合理な点は認められず、本件保有個人情報が存在することを推認させる特段の事情も認められないと判断している。</p> <p>また、実施機関は、本件の処分理由説明においても、審査請求人から寄せられた申立文書に関しては、受付課である都筑区区政推進課から広聴主管課である建築局総務課を通じて所管課である建築局法務課に回答を依頼したものであって、その回答の処理の過程で政策局秘書課は、関与していないと主張している。</p> <p>ウ そして、政策局秘書課が、本件保有個人情報を保有していないことについて、先例答申</p>	

答申番号	判断の要旨										
2709	<p>における事実認定を覆すような事情も認められず、本件保有個人情報保有していないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。</p> <p>エ 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="276 353 1471 1554"> <thead> <tr> <th data-bbox="276 353 384 450">項番</th> <th data-bbox="384 353 1471 450">本人開示請求に係る保有個人情報の別紙の記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="276 450 384 656">①</td> <td data-bbox="384 450 1471 656"> <p>市長及び副市長から「市民からの提案」を広聴システム（取扱要綱第2条3号）を用いて、情報の存在を確認したことが判明できる広聴システム上のアクセス日時・アクセス者名及び同システムで取得した文書を誰れが、どのように利用したかが明確となる文書及び検討・協議文書のすべて</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="276 656 384 1066">②</td> <td data-bbox="384 656 1471 1066"> <p>18条5号の取り扱う旨の理解があったものとの規定について理解の有無を誰れがいつどのような手段で理解の有無を確認したかが判る文書のすべて</p> <p>また、市長又は副市長が理解の有無確認の問合せを受け、いつ誰れに対して理解の有無の判断を示して、取扱要綱上の処理を行うよう指示をしたすべての文書又は口頭で指示したのであれば、いつ、誰れに対してどのような内容の指示をしたかが判る文書、メモ等のすべて</p> <p>さらに、指示を受けた職員が、誰れに、どのような手段で理解の有無事項を処理するよう指示したかが判る内容が伝達文書・メール等の文書・メモのすべて</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="276 1066 384 1263">③</td> <td data-bbox="384 1066 1471 1263"> <p>本件市民の声事業の提案案件の受付課を建築局法務課と市長または副市長が指示したことがわかる文書等のすべて</p> <p>また、その旨をメール等で送付した日時、その内容の記録を記録したメール等の文書のすべて</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="276 1263 384 1554">④</td> <td data-bbox="384 1263 1471 1554"> <p>市民の声の宛名には「市長、担当副市長」と明確に宛名が記載されているので、宛名は「市長」「担当副市長」であることは明白である。そして事務局は、政策局秘書課が所管であることも明白であるから、何故、同課が所管課とならず、建築局法務課が所管課として、指示を下した市長及び担当副市長の意思決定内容が判る文書、口頭指示であれば、口頭指示を受けた職員のメモ等のすべて</p> </td> </tr> </tbody> </table>	項番	本人開示請求に係る保有個人情報の別紙の記載	①	<p>市長及び副市長から「市民からの提案」を広聴システム（取扱要綱第2条3号）を用いて、情報の存在を確認したことが判明できる広聴システム上のアクセス日時・アクセス者名及び同システムで取得した文書を誰れが、どのように利用したかが明確となる文書及び検討・協議文書のすべて</p>	②	<p>18条5号の取り扱う旨の理解があったものとの規定について理解の有無を誰れがいつどのような手段で理解の有無を確認したかが判る文書のすべて</p> <p>また、市長又は副市長が理解の有無確認の問合せを受け、いつ誰れに対して理解の有無の判断を示して、取扱要綱上の処理を行うよう指示をしたすべての文書又は口頭で指示したのであれば、いつ、誰れに対してどのような内容の指示をしたかが判る文書、メモ等のすべて</p> <p>さらに、指示を受けた職員が、誰れに、どのような手段で理解の有無事項を処理するよう指示したかが判る内容が伝達文書・メール等の文書・メモのすべて</p>	③	<p>本件市民の声事業の提案案件の受付課を建築局法務課と市長または副市長が指示したことがわかる文書等のすべて</p> <p>また、その旨をメール等で送付した日時、その内容の記録を記録したメール等の文書のすべて</p>	④	<p>市民の声の宛名には「市長、担当副市長」と明確に宛名が記載されているので、宛名は「市長」「担当副市長」であることは明白である。そして事務局は、政策局秘書課が所管であることも明白であるから、何故、同課が所管課とならず、建築局法務課が所管課として、指示を下した市長及び担当副市長の意思決定内容が判る文書、口頭指示であれば、口頭指示を受けた職員のメモ等のすべて</p>
項番	本人開示請求に係る保有個人情報の別紙の記載										
①	<p>市長及び副市長から「市民からの提案」を広聴システム（取扱要綱第2条3号）を用いて、情報の存在を確認したことが判明できる広聴システム上のアクセス日時・アクセス者名及び同システムで取得した文書を誰れが、どのように利用したかが明確となる文書及び検討・協議文書のすべて</p>										
②	<p>18条5号の取り扱う旨の理解があったものとの規定について理解の有無を誰れがいつどのような手段で理解の有無を確認したかが判る文書のすべて</p> <p>また、市長又は副市長が理解の有無確認の問合せを受け、いつ誰れに対して理解の有無の判断を示して、取扱要綱上の処理を行うよう指示をしたすべての文書又は口頭で指示したのであれば、いつ、誰れに対してどのような内容の指示をしたかが判る文書、メモ等のすべて</p> <p>さらに、指示を受けた職員が、誰れに、どのような手段で理解の有無事項を処理するよう指示したかが判る内容が伝達文書・メール等の文書・メモのすべて</p>										
③	<p>本件市民の声事業の提案案件の受付課を建築局法務課と市長または副市長が指示したことがわかる文書等のすべて</p> <p>また、その旨をメール等で送付した日時、その内容の記録を記録したメール等の文書のすべて</p>										
④	<p>市民の声の宛名には「市長、担当副市長」と明確に宛名が記載されているので、宛名は「市長」「担当副市長」であることは明白である。そして事務局は、政策局秘書課が所管であることも明白であるから、何故、同課が所管課とならず、建築局法務課が所管課として、指示を下した市長及び担当副市長の意思決定内容が判る文書、口頭指示であれば、口頭指示を受けた職員のメモ等のすべて</p>										

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR3.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例

（行政文書の開示義務）

第7条（第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

(2) 個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第3号から第6号まで省略）

（行政文書の存否に関する情報）

第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

横浜市個人情報の保護に関する条例

（本人開示請求に対する決定等）

第25条（第1項省略）

2 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により本人開示請求を拒否するとき、及び本人開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、本人開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881